

令和6年度アジア高度人材受入事業業務委託仕様書

1 委託事業の名称 令和6年度アジア高度人材受入事業業務委託

2 本業務の趣旨

富山県内の外国人労働者の数は、労働力不足等を背景に、受入企業数とともに過去最多を更新している。県内中小企業が生産性の向上やイノベーション、グローバル化等の課題に対応していくためには、外国人材、とりわけ高度な知識や技術を有する外国人材の活用は重要な選択肢となっており、国際的な人材獲得競争が激化する中、高度外国人材の本県への供給ルートの確保が重要である。

このため、ベトナムを含むアジア諸国の理系人材と富山県内中小企業のマッチング及び採用内定者に対する入国前の日本語教育等（「富山就職プログラム」）を実施することで、県内中小企業における即戦力の高度外国人材の確保を支援する。

（※本事業における高度外国人材とは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する人材をいう。）

3 委託者 富山県

4 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日

5 業務内容

ベトナムを含むアジア諸国の理系人材と県内中小企業のマッチング及び入国前の日本語教育等を実施することで、県内中小企業における即戦力の高度外国人材の確保を支援するため、次の業務を実施するものとする。最終的に15名をマッチングさせること。

○第6期生業務

（1）企業の募集

①時 期：令和6年6～7月を想定

②対 象：本事業により高度外国人材を受け入れたことがない県内中小企業

- ・ 県内中小企業に対する本事業の広報活動
- ・ 県内中小企業への訪問による広報活動
- ・ 県内中小企業の募集
- ・ 企業の応募書類の受付、確認
- ・ 応募企業の募集事項の添削
（キャリアプランが在留資格に合致するかどうかなど）
- ・ 企業の応募書類の翻訳
（例：日本語からベトナム語、ベトナム語から日本語など）
- ・ 翻訳した応募書類の企業への事前提供
（選考の際必要となる事項を一覧表にまとめ提供すること）

- ・選考会に関する企業への助言
(応募者が多数の場合のスクリーニング等の補助など)
- ・企業との連絡調整
(選考会に関する情報提供(現地選考会を行う場合は、宿泊場所や交通手段等)を含む)

【事前の参加企業説明会】

- ・必要に応じて参加企業に対する事業説明会を開催すること

(2) 現地における求職者の募集

本事業ならびに富山県のPRを行い、求職者を募集すること。

- ① 時 期：令和6年6～7月を想定
 - ② 対 象：ベトナムを含むアジア諸国の理系人材
- ・各企業の求人内容に関する資料作成（翻訳等を含む）
 - ・応募書類の受付、確認
 - ・応募者との連絡調整
 - ・現地大学や現地国の関係機関への広報活動
 - ・現地大学での学生募集（webシステム、募集チラシの作成等）
 - ・現地大学や関係機関との連絡調整

(3) 選考会

ベトナムを含むアジア諸国の理系人材と県内中小企業とのマッチングを行う選考会を実施する（オンライン可）。そのための準備、運営、選考・採用の補助（通訳等）、それに係る一切の事業を行う。

- ・選考会の開催（会社説明等を含む。オンラインによる開催可。）
- ・通訳の手配
- ・選考結果の取りまとめ、書類等の翻訳、企業との連絡調整
- ・選考会の実施に係る資料の作成（開催告知チラシ、参加企業情報をまとめた当日配布資料等）
- ・応募者への選考結果の通知、連絡調整
- ・企業からの要望により現地面接を行う場合等における各種アレンジ、同行、通訳などを行うこと

【採用内定面談】

- ・選考会で選考した採用内定者に対する採用内定面談(Skype、LINE、Zoomなどを活用)の企画及び開催（実施に係る各種準備）
- ・採用内定面談に係る企業へのアプリの導入(Skype、LINE、ZoomなどSNS)支援
- ・選考会後の採用内定面談の実施(Skype、LINE、Zoomなどを活用)
- ・企業の採用者の決定に係る支援

(4) 富山就職プログラム等の実施

企業から採用の内定を受けた者を対象に、日本語等の学習プログラムを実施するとともに、進捗状況の確認等、採用内定者と企業との連絡調整を実施する。

【富山就職プログラム】

① 時 期：令和6年9月～令和7年2月を想定

② 対 象：企業から採用内定を受けた者15名

③ 内 容

1) 日本語教育

- ・日本語教師の資格を有する者を教師として日本語教育を実施すること
- ・日本語検定N3相当を目指すこと

所要時間：原則600時間以上の学習時間を確保すること

(※ただし、日本語検定N3以上を取得している者は除く。)

効果測定：日本語能力検定を受験させるなど、日本語習得レベルの効果測定を実施すること

(※ただし、日本語検定N3以上を取得している者は除く。)

2) 研修

日本語教育に加え、日本のビジネスマナーや富山県の生活環境・ルールに関する研修を実施すること

3) その他

必要に応じて個別指導を行い、日本語の習熟度が低い採用内定者への学習面のフォローを行うこと

【採用内定者と企業との連絡調整】

① 時 期：随 時

② 対 象：企業から採用内定を受けた者、受入企業

- ・富山就職プログラム実施中の採用内定者と企業との連絡調整

(例：2か月に1回程度の採用内定者と企業とのweb面談(Skype、LINE、Zoom等を活用の実施、そのための採用内定者と企業との調整)

- ・採用内定者と企業との関係性が希薄にならないようにイベントの企画実施
- ・毎月、採用内定者の研修プログラムの進捗状況を企業に報告すること

【採用内定者の入国サポート】

「富山就職プログラム」を受講している採用内定者を対象に、在留資格の申請に必要な書類の作成・補助等、現地において日本への入国に係るサポートを実施する。

(5) 企業の高度外国人材の受入れ手続きに係るサポート

在留資格の申請書類など、関係書類の作成に関する企業からの相談対応及び支援

○雇用継続状況のフォローアップ

令和元年度から開始された本事業により企業に採用された全ての者について、現時点の雇用の継続状況及び退職事由等の追跡調査を行い、県に報告すること

○その他

- ・応募者（採用内定者）や企業からの相談対応
- ・事業に関する情報収集及び県への情報提供
- ・このほか上記第6期生業務（1）～（5）及び雇用継続状況のフォローアップに付随する業務

6 実施スケジュール

概ね次の実施スケジュールに従って業務を進めること。

【第6期生】

令和6年 6月～7月	企業募集 外国人材の募集
8月～	選考会・採用内定
9月～2月	富山就職プログラム（600時間以上の日本語教育含む） 在留資格に関する手続き 県内中小企業への就職手続き 採用内定者に対する日本への入国サポート等
令和7年 3月～	企業就職

7 精算及び支払いについて

（1）企業が本事業に支払う高度外国人材の教育・あっせん費用は1名当たり100万円の定額とする。このうち50万円は県が負担するものとする。なお、県が負担する費用は、1社につき2名を上限とする。

企業は企業負担分50万円を県へ入金し、県は県負担分と企業負担分を合わせて受託者に支払うものとする。

（2）（1）を含めた委託料の支払いについては、本事業による採用者数（定員15名）を確定させる必要があるため精算払いとする。

（3）精算払い時において、本事業による採用者数が定員15名から1名減るごとに100万円を委託料から減額する。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と受託者が協議して定めることとする。